

(お知らせ)

「事業活動に伴って排出される一般廃棄物である木くずに係る廃棄物の区分に関する検討結果報告(案)」(中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会廃棄物の区分等に関する専門委員会)に対する意見の募集(パブリックコメント)について

平成19年5月11日(金)
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課
代表：03-3581-3351
直通：03-5501-3154
課長：関 莊一郎(6841)
補佐：高橋 一彰(6857)
担当：板谷 秀継(6848)

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会廃棄物の区分等に関する専門委員会は、事業活動に伴って排出される一般廃棄物である木くずに係る廃棄物の区分に関して、今般、結果報告(案)の取りまとめを行いました。

そこで、本案について広く国民の皆様から御意見をお聞きするため、平成19年5月11日(金)から6月10日(日)までの間、意見の募集(パブリック・コメント)を行いたいと考えております。

「事業活動に伴って排出される一般廃棄物である木くずに係る廃棄物の区分に関する検討結果報告(案)」について、広く国民の皆様から御意見をお聞きするため、1. 概要について御意見のある方は、2. 募集要領に沿って御提出ください。

1. 概要

- (1) 平成17年12月21日の規制改革・民間開放推進会議答申を受け、平成18年3月31日に閣議決定された規制改革・民間開放推進3か年計画(再改訂)においては、「廃木製パレットについては、事業系一般廃棄物を産業廃棄物とする方向で検討を行う。」とされ、「その他の事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分についても、その排出実態や排出事業者等の意見を踏まえて検討の上、見直す。」とされました。
- (2) これを受け、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に置かれた廃棄物の区分等に関する専門委員会において、事業活動に伴って排出される一般廃棄物である木くずに係る廃棄物の区分に関する検討が行われ、今般、別添のとおり結果報告(案)が取りまとめられました。
- (3) なお、同専門委員会においては、頂いた御意見を考慮し、本結果報告を最終的に取りまとめ、中央環境審議会審議会廃棄物・リサイクル部会に報告する予定です。

2. 募集要領

(1) 募集期間 平成 19 年 6 月 10 日 (日) まで (郵送の場合は左記期限必着)

(2) 御意見の送付要領

住所、氏名、職業 (会社名又は所属団体)、電話番号等の連絡先を必ず明記の上、次のいずれかの方法で送付してください。

なお、下記以外の方法 (電話等) による御意見は受け付けかねますのであらかじめ御了承ください。

電子メール

あて先 : hairi-haitai@env.go.jp

添付ファイルや URL への直接リンクによる御意見は受理しかねますので、必ず本文にテキスト形式で記載してください。

件名を「パブリックコメント (木くずに係る廃棄物の区分の見直しについて)」としてください。

郵送

あて先 : 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

封筒に赤字で「パブリックコメント (木くずに係る廃棄物の区分の見直しについて)」と記載してください。

ファックス

あて先 : 03-3593-8263

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

冒頭に件名として「パブリックコメント (木くずに係る廃棄物の区分の見直しについて)」と記載してください。

(3) 御意見の取扱い

頂いた御意見は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き、すべて公表される可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。また、頂いた御意見に対して個別には回答しかねますので、併せて御了承ください。